

# 草津市教育委員会会議録

令和6年2月定例会

(2月20日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	小辻寿規
	委員	我孫子智美
	委員	森登世美
	委員	伊藤有理

事務局出席者	教育部長	増田高志
	教育部理事（学校教育担当）	菊池誠
	教育部副部長（総括）	岸本久
	教育部副部長（スポーツ担当）	田中歩
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上原忠士
	職員課長	丹波朋子
	幼児施設課長	原田美穂
	教育総務課長	吉田克己
	学校給食センター所長	大野まゆみ
	第二学校給食センター所長	馬場英樹
	スポーツ推進課長	堀井武彦
	国スポ・障スポ推進室長	林良作
	歴史文化財課長	中立輝
	草津宿街道交流館長	岩間一水
	児童生徒支援課長	北村将
	学校政策推進課長	尾関大応
	教育研究所長	木村弘子

生涯学習課長補佐兼 係長

廣 政 孝 幸

教育総務課課長補佐兼 係長

永 田 厚 子

令和6年2月草津市教育委員会定例会会議 次第

令和6年2月20日 午後3時00分開会  
(草津市役所 6階 教育委員会室)

日程第1 会期の決定について

日程第2 1月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項(7件)

議第3号 臨時代理の承認を求めることについて

議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて(令和6年度草津市一般会計予算)

議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて(令和6年度草津市学校給食センター特別会計予算)

議第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて(草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案)

議第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案)

議第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案)

議第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて(令和5年度草津市一般会計補正予算(第7号))

報告事項（1件）

（1）寄付の受け入れ報告について

開会 午後3時00分

藤田教育長

それでは、ただいまから草津市教育委員会2月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

藤田教育長

日程第1「会期の決定について」でございますが、本日1日限りといたしたいと思いますが御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

御異議がないようですので、2月定例会は1日限りといたします。

—————日程第2—————

藤田教育長

次に、日程第2「1月定例会会議録の承認について」でございますが、あらかじめ事務局から配付され、熟読いただいていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

御異議がないようでございますので、1月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長

次に日程第3「教育長報告」に移ります。  
それではまず、私の方から諸般の報告をさせていただきたいと思います。

本市は、「俳諧の祖」といわれます「山崎宗鑑」誕生の地ということで、これまで「俳句のまちづくり事業」に取り組んでまいりました。その中で、小学5年生から中学3年生までの児童生徒を対象にした「草津市青少年俳句大会」を開催しております。

今年は19回目を迎えて、6,040組もの多くの作品を

いただき、入選作品集を発刊いたしました。子どもたちの俳句はどれも独創的で、日々の気づきや心の感動をわずか17音の中で巧みに表現していました。

今日、デジタル化が進みコミュニケーションに不安な子どもたちが増える中、作者が伝えたい意図や感情をわずか17音で表現するという「俳句の魅力」を改めて感じたところがございます。これからも俳句づくりを通じて発見する力や直感力を大切に、言葉を織る楽しみを味わい、豊かな感性を育てたいと願っております。

次に、玉川小学校で第3回の「玉川っ子集会」が2月16日に開催されましたので視察に訪れました。

これまでコロナ禍中でリモートでしたが、今年度は従来通りリアルの対面で開催されました。

集会では、1年生が音楽に合わせて、みんなが得意なことを発表するというもので、けん玉、トライアングル、お手玉など、多くの児童の前で緊張しながらも一生懸命挑戦していました。

3年生からは「学校自慢」の発表がありまして、1番の自慢は「校長先生」でありました。校長先生は優しく対応してくれる、私たちが安心する言葉をかけてくれるという理由からでした。サプライズの発表に校長先生の満面の笑顔が大変素晴らしかったです。そして次の自慢は「地域の人」でした。いつも登下校や校外学習の支援をはじめ安心して学習できる環境づくりや、地域のお祭りなど市の広報にも地域力がある学区と掲載されていて、日頃の地域の皆さんへの感謝の気持ちが述べられていました。

玉川っ子集会は、このように児童が力を合わせて作り上げられています。これからも創意工夫した集会になるよう大いに期待をいたしたいと思います。

次に、2月15日、16日の2日間にわたりまして「学校経営報告会」が開催され、6つの中学校区別に各学校長から報告を受けました。

報告会では、学校教育目標とめざす子ども像、そして学校の強み・弱みを報告していただきましたが、学校の強みは様々ですが、弱み、いわゆる課題については、不登校、いじめ、学力の二極化の他に、特に子どもたちの自己肯定感の低さと自らの考えを行動・発信する力、いわゆるチャレンジ力、コミュニケーション力の弱さが今回多く報告されました。

また、学校の特色ある教育活動としては、地域の活力を生かした特色ある学校経営の構築の分野からの報告が多数ございました。これは令和6年度から全小中学校で展開いたします「スクールESDくさつプロジェクト」を見据えて、各校で地域の資源を生かした地域課題の解決に子どもたちが取り組み、そしてその活動を地域に向けて発信したり、また行動したりする取組が各校で徐々に始まっているためでした。

このような取組によって保護者や地域の方々にとって学校の中が見えるということにつながり、学校ボランティア活動が始まったという好事例も聞かれました。

様々な課題が山積する学校現場ですが、果敢に学校経営にチャレンジする学校長に感謝をいたしますとともに、現状維持は後退です。これからも変化を恐れずに果敢に挑戦する学校、教育委員会をめざしてまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

それでは、委員の皆様方から、教育全般に関する事項について、御意見・御感想などをお願いしたいと思います。

小辻委員

2月15日、16日に学校経営報告会に参加させていただきました。

中学校区で校長先生のいろいろな意見を聞いて良い機会になりました。それぞれの校長先生のお話を聞いている中で、どの校長先生も高い教育目標を持たれていて、それに向かって学校経営をされているのだとよく分かりました。特に、今年度150周年を迎える学校がいくつかあり、その中で先人の歴史を含めて継承されていたり、伝統もつなげていくことにも非常に重きを置かれている先生方もおられて、今後の草津のESDにもつながっていくのだと感じました。今後のESDの取組もされていて、校長先生も御苦労されているのだと思いました。人権に関しましても、いろいろと取組をされているということで、昨今、様々なこれまで言われた人権だけではなくて、様々な多様性も含めて人権について考える機会が増えてきて、まだまだ勉強が足りないと思われる先生方もいるという状況で、どういうふうに超えていったらいいのか、専門ではなかったとか、今までは言われてきていなかったけども、そういったものを実は大事だったとか、専門的に言われていたけれどもあまり気に留めてこなかったみたいなどころ



があったと思うんですけども、そういう部分や、今後の研修等、いろいろ考えられると思いますので、新しい人権学習のあり方も御検討いただきつつ、これまでの同和教育を含めて守っていかなければいけない大事な人権学習があると思いますので、頑張りたいなと思っていたところでもあります。

150周年、歴史の話になりますと、この間私も聞いて知ったのですが、意外と知らない草津の歴史で東海道五十三次が2024年で400周年という話も紹介をされていたことがありましたので、今後歴史を改めて草津市も含めて勉強していきたいという思いと、どういうふうにつないでいくのか非常に重要でありますし、残していくのかというところについていろいろ考えさせられました。

まだ行けていないのですが、街道交流館がお雛様の展示をされるので、皆さんに足を運んで見ていただき、落語も聞いていただける機会も作っていただいて、文化にも市民の皆様に触れていただきたいです。

我孫子委員

2月15日、16日に学校経営報告会に参加させていただきました。

学校の色だったり、学区ごとの色が出るんだなということを感じました。2つの主な取組を発表される中で、今年度はESDへの取組を発表される学校がすごく多くて、来年度からは全校スタートするというので、とても楽しみだなと思いながら聞いていました。

課題のところは自己肯定感が低かったり、自信がどうしても持てない子どもが多いという話を校長先生から聞いて、ここをアップさせるのは難しいだろうなと感じました。皆の中で一人ひとりを大事にする場というか、失敗を失敗としない場というか、何かそういうものを作っていくことが大事なのかなと思いました。1年間の取組を発表する場ではあるんですけども、何か共通の悩みをお互いに知ったりとか、その悩みを一緒に解決できる場になったらいいと感じさせていただきました。

森委員

1月29日に第19回草津市青少年俳句大会の作品が市役所のロビーに展示されているのを拝見しました。今回は5年生から中学3年生までの6,040句が投句されたそうです。ロビーに展

示されている優秀作品には色紙に石倉政苑先生の俳画を添えて展示されており目を引きました。

草津市は俳諧の祖と言われる山崎宗鑑生誕の地とされています。草津市で教師をしていた時、毎年、青少年俳句大会に向けて生徒たちと俳句づくりに取り組んでいました。子どもならではの視点で読まれたみずみずしい俳句に出会うのが楽しみでした。

「春の門くぐってみると出会いあり」「台風と反抗期は我が道を行く」これは今回のリーフレットに記載されていた優秀作品の一つです。子どものころから草津市の歴史や文化に触れることは、豊かな感性を育むと同時に草津市の歴史・文化に愛着を持つことに繋がると思います。私自身俳句を始めたばかりで初心者なんですけれども、数年前、FMくさつで俳句のラジオ番組が作られる時に、当時の生涯学習課から御依頼を受けて2年ほどボランティアで俳句番組の進行役に携わったことがあります。その時に草津市に俳句をもっと根付かせたいと頑張っておられる方々の思いに触れて、草津市の俳句のまちづくりを静かに応援しています。これからも草津市青少年俳句大会のような取組を是非続けていって欲しいと思います。

2月15日、16日に学校経営報告会に参加させていただきました。

各校の校長先生には本当にお忙しい中、この報告会に際し資料づくり、発表にご協力いただき、本当にありがとうございました。この1年間、校長先生が教職員の皆様と一緒に学校教育目標や、めざす子どもの姿に向けて、現状の課題を見つめ具体的な方策、手立て、取り組んだ様子をお聞かせいただきました。その結果、学校は楽しい、授業がよくわかると感じる子どもが増えたなど、子どもの姿に変容が見られたことを聞き嬉しく思いました。また、保護者の方や地域の方の御協力に心からの感謝を述べながら、まだ本校にはこういった課題があり、次からはこういう手立てをとりたいと、先を見据えておられる校長先生の姿が印象的でした。

働き方改革を進めながら、一方で新たなことも挑戦するのはアイデア、工夫が必要で難しい作業だと思いますが、子どもたちにこんな力をつけたいと校長先生のもと、先生方が一丸となって挑戦している学校の姿には勢いを感じます。これからも子どもたちによりよい教育をするために挑戦を続ける学校であって欲しいと

伊藤委員

思います。

2月12日に s i g f y で案内があった事業に見学に行かせていただきました。月面探査ロボットを作ろう体験会がエイクエアで行われていました。BKCに地球探査研究センターが設置されたのもありまして、市議がその意義についてどう思われますかと議会で質問されていたのがあったので、何か関連があるのかと思いい見に行きました。あと、女子の理系離れが問題になっているのでプログラミングが出来る女子を活発化させようという動きが国でもありますので、それも踏まえて何か参考になればと思いい行かせていただきました。1月31日に締め切りで2月5日に当選発表だったので、そんなに人気なのかと思いい行ったんですけども、実際代表の北原先生とお話をさせていただいたときに、500名の応募があって、実際1回で出来るのが20名しか出来ないとお話がありました。何度も開催するんですけど、500名の内にどう頑張っても100名位しか体験させてあげることができないということをおっしゃってしまして、当日のNHKの取材も入ってました。北原先生が熱心におっしゃられていたのは、小さいころから実際に本物を触って訓練することが大切だとお話をされてました。野球選手がおもちゃのバットとボールで中学生になっても練習していないでしょ、とお話されてました。大人になるのには小学生から10年ちょっとしかない中で、いかに本物に触れて汗をかいて戦える人を作るかが勝負だと言われていたので、北原先生の中ではロボットですが全て本物を使わせるということをおっしゃってしまして、実際小学校4年生から中学校2年生まで参加されていたのですけれども、4年生でも十分出来るような教え方をされていて、なかなか勉強になるなと思いいおりました。

その中で小さい頃から本物というお話をしまして、ICT技術が他国に比べて日本は圧倒的に遅れているという話をされておしまして、知識を活用して応用していくという練習が日本にはすごく少ないということをおっしゃってました。

会自体は2人1組でロボットを操縦していくというものなんですけれども、その時にふたりの意見が分かればどうするかという話をされていたり、どちらでもいいというそういった考え方が、例えば宇宙で何かを行う時に命取りになったりということが

あるので、必ず二人一組になっている時はお互いの信頼を得られるまで話し合うことの大切さとかそういったお話をされていたのが印象的でした。科学に関しては、人を殺すことが出来るものもあるので、どのような人が科学とかロボットとかその様なものを触るのが本当に大切であるというお話もされていました。一人ひとりの資質を伸ばした教育をロボットを通じて行っていききたいとおっしゃっておられたのが印象的でした。

たくさんの教育委員会、県教委、大津、草津、栗東、守山、近江八幡からの後援を受けておられまして、こんなにたくさんの応募があるということは、感心度がかなり高い事業であるなと感じました。

2月14日は草津中学校でありました教科教育出前講座を見学させていただきました。市の消費者センターの方が出前講座をされていて、弁護士と共に実際にあった事例をお話いただきました。中学生に寸劇をその場でしてもらい、皆でいろいろな事例を考えていくというものでした。主にクレジットカードの使い方のお話が出ていました。成人が20歳から18歳に下がってきておりますので、より気を付けないといけないというお話だったので、凄く良い授業だと思って聞いておりました。市の方とお話をしたときに、中学生でも最近はスマホ決済サービスを使っていますので、そのトラブルの事例を言ってもらえるといいですねとお話をしていました。市の職員の方がその技術について行けていないので説明出来ないのですと話がありました。全中学校に行かれていますかとお尋ねると、全ての中学校には行けていませんとお話されていて、どのような経緯で草津中学に来られたのですかとお聞きしたところ、去年もやってよかったので今年も呼んでいただいたということですが、是非全ての中学校に行っていただきたい。オンラインでもいいので必要なものだと思います。

2月15日、16日に学校経営報告会に参加させていただきました。どこの学校もすごく奮闘されていて、学校のカラーも出ていていいなと思って聞いておりました。やはり自尊心の低さ、自己肯定感の低さというところと、思っていることを抱えていてもそれを外に出すということが出来ないという話がすごく気になりました。実はそれは先生もそうなんじゃないかなと思って聞いていたのですけれども、先生も思っていることを本当にちゃんと生徒に向かって言えているのかなとか、先生の正しさに苦しんでい

らっしゃるのではないかと、先生のメンタルを強化して行くことをやっていけばその下にいる子どもたちも自ずと成長していくのではないのではないのかと思いました。

藤田教育長

はい、どうもありがとうございました。  
それでは教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に、日程第4付議事項に移ります。

「議第3号臨時代理の承認につき議決を求めることについて」は人事に関することであり、また、「議第4号から議第9号までの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は3月草津市議会定例会に関する議案であり、現時点で公表されていない議案であることから、会議を公開しないこととすべきであると考えております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項では、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」となっておりますので、この規定に基づきお諮りをいたします。

議第3号から議第9までを公開しないこととするについて御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって、議第3号から議第9までを公開しないことといたします。

この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

—————日程第5—————

藤田教育長

次に、日程5「報告事項」に移ります。  
事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

「報告事項1 寄付受け入れについて」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

報告書は、91ページございます。

詳細につきましては一覧表記載の通りでございますが、寄付品目記載のお筆を個人様から、プロジェクタースクリーン、床置タブレットスタンド、上質紙を株式会社京都銀行様から、バスケットボールを株式会社YMG e様から寄付をいただきました。

寄付受け入れ報告については以上でございます。

藤田教育長

ではただいまの報告事項につきまして、御質問等ございましたら、皆様からお願いをいたします。

それでは「報告事項」につきましては、以上で終わらせていただきます。

では続きまして、先ほど非公開といたしました議案の審議に移りたいと思います。

※議第3号は非公開

「議第4号及び第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は、関連しておりますので一括して議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

教育部副部長  
(総括)

教育委員会事務局の岸本でございます。

議案書の7ページからの議第4号令和6年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出につき議決を求めることについて及び55ページからの議第5号令和6年度の草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつきの2件について御説明申し上げます。両議案につきましては、来たる3月4日開会予定の3月定例市議会に提案されます令和6年度草津市当初予算のうち、教育関係予算につきまして教育行政の組織及

び運営に関する法律第29条の規定により議長から当委員会に意見を求められておりますことから本日お諮りしようとするものでございます。

それでは議案書の方ですが9ページからでございます。

令和6年度の当初予算概要書から御説明申し上げます。

10ページでございます、令和6年度各会計別の予算規模に関する総括表でございます、一番上の一般会計につきましては、627億1,000万円の当初予算の規模となりまして草津市で初めて600億を超える過去最大の予算規模となったところでございます。今年度の当初予算額と比較しますと78億9,000万円約14.4%増となったところでございまして、これにつきましては、プロジェクト事業であります市立プールが来年度から運営すること、或いは小中学校の体育館等空調設備整備であるとか、或いは学校給食・中学校給食の無償化、また小学校等の給食材料費の価格高騰対策事業費の一般会計からの繰り入れの増などによりまして今年度当初予算よりも増加したものでございます。また特別会計の上から3番目に学校給食センター特別会計でございますが、こちらは12億1,280万円の予算規模でございます、こちらも前年度より7,710万円の約6.8%の増となったところでございます。こちらにつきましては、食料費価格高騰の対策事業費といたしまして、一般会計からの繰り入れを行ったところで増ということでございます。

次に、11ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらは一般会計の款別の総括表でございます、太線で囲んでおりますけれども表の上段が歳入、そして下段が歳出となっております。下段の一番下から5段目の歳出の10番教育費でございますが、令和6年度の当初予算額は76億2,053万1,000円でございます、今年度予算と比較いたしますと、約43%の増を金額にいたしますと一番右の列でございますが22億9,319万1,000円増となったところでございます。こちらの主な理由といたしましては、先ほど申し上げましたが小中学校の体育館等空調設備の設置工事といたしまして約18億5,000万円弱を計上しております、大幅な増額になったところでございます。

続きまして、12ページと13ページを御覧いただきたいと思っております。

第3期の教育振興基本計画の体系に基づきまして、新年度の主

要な事業を右側にまとめたものでございます。特に10月15日に草津市市制70周年を迎えますことから、一番下段に2つの特別事業を教育委員会として計上させていただいております。

次に14ページから29ページまでは、主要な事業の詳細でございます。こちらにつきましては後ほど各総務部長から御説明を申し上げます。

次に32ページから54ページになりますが、一般会計の教育費全体の予算の内訳となっております。

また、58ページから59ページが学校給食センターの特別会計の予算の内訳となっております。

それでは恐れ入りますが、14ページに戻りいただきまして、先ほど申し上げました主要な事業の詳細につきまして教育総務課長より順次御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

教育総務課長

それでは14ページの第4期教育振興基本計画策定費につきまして教育総務課の吉田から御説明申し上げます。

まず事業費は505万5,000円でございます。現在の第3期草津市教育振興基本計画が令和6年度で計画最終年度を迎えます。引き続き草津市の教育施策を推進するため、第3期計画の振り返りや、国・県の第4期計画との参酌・整合を図り、新たな課題に対応する内容となるよう、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第4期草津市教育振興基本計画の策定に取り組んで参ります。

策定スケジュールにつきましては、6月までに策定委員会を立ち上げ10月頃に原案を策定し、12月のパブリックコメントを経て令和7年度末に計画策定の予定でございます。

教育部副部長  
兼  
学校教育課長

続いて議案書15ページ、学校教育課スクールESDくさつ推進費です。

令和4年度から5年度の2年間、松原中学校、老上小学校、常盤小学校の3校モデル校として進めて参りましたスクールESDくさつは来年度全20小・中学校で実施してまいります。今年度の事業内容と変更になりますのは、学校教育課のESD担当を1名から3名、立命館大学BKCでのキャンパス体験を中学校3校から全6校に拡大、さらに、新規事業として市政70周年記念事業として、ESDフェスタinくさつを開催するものです。以上



のように、全20小・中学校でESDの実践を進め、地域の特性を生かした特色ある学校経営の活性化を図り、持続可能な社会のつくり手となる人材を育成します。

令和6年度は総事業費1,558万3,000円を予算計上しており、本年度予算の588万2,000円の約3倍の事業費となっております。

学校給食センター所長

続きまして16ページ、給食食材費価格高騰対策事業費につきまして、教育委員会の所管につきまして給食センターの大野より御説明申し上げます。物価高騰が続き給食に使用させていただいている食材についても高騰している状況下に置いて、児童生徒に必要な栄養価やエネルギー料が確保された給食提供を維持していくために、令和6年度から給食費を小学校で4,000円から4,500円に中学校で4,750円から5,300円に改定をさせていただく予定をしております。そういった中、本事業といたしましては、子育て世帯における保護者の経済的負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し学校給食費の増額分小学校500円、中学校550円分を食材料費に充当することによりまして、保護者負担を据え置くというものでございます。経費といたしましては、小学生、中学生合わせて全体で7,050万6,000円になりますが、詳細といたしましては、小学生約8,500人で4,697万円、中学生約3,900人分で2,353万円を計上するものであります。

第二学校給食センター  
所長

続きまして、17ページ中学校給食無償化事業費について第二学校給食センターの馬場が御説明申し上げます。

これは令和6年度から新規に進めるものございまして、事業費におきましては、2億688万6,000円で経費の内訳といたしまして、無償化事業費が2億321万3,000円で、給食支援給付費が367万3,000円でございます。

事業内容といたしましては、市内の公立中学校に在籍している生徒約3,900名の給食費を無償化いたします。また、市内の公立中学校に在籍しているが、給食のアレルギーや不登校等で長期間喫食できない生徒の保護者に対しては、給食費相当分を給付いたします。高校受験の準備など、教育費の負担が増える中学生がいる世帯を対象に給食費を無償化し、子育て世帯への支援の充

実を図るものでございます。

児童生徒支援課長

続きまして、不登校児童生徒支援費につきまして、児童生徒支援課の北村が御説明申し上げます。

議案書18ページを御覧ください。

市立小中学校の不登校児童生徒等の課題は年々増加傾向にあります。そこで、令和6年度はスクールソーシャルワーカー及び登校支援室加配教員の体制強化を行うものでございます。事業費及び財源内訳は記載の通りでございます。

事業の概要といたしましては、まず不登校の未然防止、早期対応を行うため、スクールソーシャルワーカーをこれまで市で委託して相談業務を行っておりましたが、2名を常駐配置することにより市内全小中学校への週1回担当校の巡回をできるようにし、教員が専門家に相談しやすい体制づくりを進めることで、児童生徒を取り巻く課題への迅速性、継続性、柔軟性のある支援を行うものでございます。また、登校支援室加配につきましては、子どもたちの学習機会の保障や社会的自立に向けた支援を行うため、県による別室加配に加え、令和5年度に市独自で市内3小学校に配置しましたところ一定の効果が認められたことから、令和6年度から市内全小中学校に登校支援室加配を配置するものでございます。

これらのことにより、不登校児童生徒へのさらなる支援の充実を図って参ります。

教育総務課長

続きまして19ページの小中学校体育館等空調設備整備費でございます。

事業費は18億4,959万7,000円でございます。

近年の記録的な猛暑による児童・生徒の熱中症対策と災害発生時における広域避難所の防災機能強化の必要性が年々高まってきているため、市内全ての公立小中学校の体育館等にガス式の空調設備を整備するものでございます。

詳細は記載の通りでございますが、今回、自立発電機能付きの室外機を設置いたします。この機能は災害等において停電になった場合でも、内蔵する発電機で空調機器を運転し、余剰電力で体育館の照明やコンセントの活用を可能とするものでございます。また、電気・ガスの供給が停止された場合を想定しまして、中学

校の武道場についてはLPガスを使用し、大規模災害時の備えといたします。

なお、本事業につきましては、令和6年度中の完了を予定しているところでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

小・中学校大規模改修費でございます。

事業費は2億1,052万7,000円でございます。

市内の小中学校は昭和40年代から50年代にかけて建築された建物が多く、相当年数が経過している校舎等の改修を、国の補助金を活用しながら計画的に実施するとともに、校舎内の建具等の固定を行う非構造部材改修を行い、児童生徒の安全の確保及び教育環境の充実を図るものでございます。

具体的には、将来的に長寿命化改修が可能かを判断するための笠縫小学校「耐力度調査」、令和7年度、8年度に改修工事を実施するために南笠東小学校に仮設校舎を整備いたします。

次の、トイレ改修工事については、玉川中学校特別校舎棟および体育館トイレに着手し、令和7年度以降に工事を実施する草津小学校および高穂中学校体育館トイレの実施設計業務を行います。

グラウンド改修工事につきましては、令和7年度工事に向けた松原中学校の実施設計業務を、生徒増対策として高穂中学校ピロティ改修工事を、非構造部材改修工事は本年度に引き続き松原中学校2期工事を実施するとともに、令和7年度以降に工事を実施する矢倉小学校の設計業務を行います。

生涯学習課長補佐

続きまして、21ページを御覧ください。

(仮称)草津市読書のまち推進計画策定費につきましては、生涯学習課の廣政から御説明申し上げます。

こちらは令和6年度新規事業でございます。事業費は608万5,000円でございます。事業の概要といたしまして人生100年時代を迎えた現在、生涯学習による生きがいつくりや、多様な幸せを感じられる社会の実現が求められております。そのような状況におきまして、本との出会いが全ての人にとっての新しい学びの入口となる心豊かな生活の一部となるまちをめざして、乳幼児から高齢者まで全世代の市民を対象とし、市民全体の読書活動推進の指針となる「(仮称)草津市読書のまち推進計

スポーツ推進課長

画」策定しようとするものでございます。

なお、当計画は令和6年度に期間を終了いたします、「草津市子ども読書活動推進計画」と「草津市の図書館運営計画」を統合し、読書活動の推進に係る施策を一体的、効率的に進めていくものでございます。

続きまして、22ページをお願いします。

事業名（仮称）新志津運動公園整備費についてスポーツ推進課の堀井から御説明申し上げます。

事業費は969万円でございます。

これはクリーンセンターの建て替えに伴い、旧志津運動公園が廃止になったことから、スポーツ施設の充実に向けて代替グラウンドを整備するものでございます。

予定地は左下の航空写真の場所でありまして、馬場町地先となり現在整備中であり山手幹線沿道に位置いたします。当初今年度中に、新志津運動公園整備基本計画を策定するため草津市スポーツ推進審議会に諮り進めていたところでございますが、予定地は大半が森林となっております、県との林地開発における事前協議に想定以上の時間を要したことから、この基本計画の策定は半年ずれ込み令和6年9月頃となる予定でございます。そのため来年度予算はこの基本計画に係る審議会の経費2回分と、また地形測量を予定しているところでございます。

続きまして、23ページをお願いします。

事業名、草津市立プール整備・運営費でございます。

プール整備につきましては、現在建設部の方で8月対応に向け事業を進めているところでございますが、右下の経費の内訳の上から3つ目トップアスリート活動拠点支援事業費の200万円につきましてはスポーツ推進課の予算になります。

この事業は、草津市立プールを拠点に活動していただく飛び込みの団体を対象に支援するもので、補助を交付するものでございます。これは先ほども少しお話しましたがけれども立命館大学と大学が出資する会社であるプロテックが滋賀立命館大リンク学部を設立し、日本代表コーチを務める方を監督に招聘しており、この草津から世界へ活躍されるようなトップアスリートの育成や、競技力向上、地域の健康増進、また新たなにぎわいの創出につながる事業展開をしていただけるよう支援していくものでございま

国スポ・障スポ  
推進室長

す。

24ページをご覧ください。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催費につきまして、国スポ・障スポ推進室の林が御説明申し上げます。

令和7年に開催のわたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催に向け、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会におきまして、令和6年度は本大会を見据えたりハーサル大会を開催いたします。競技団体や共催市と連携し、スムーズな大会運営に取り組むとともに、大会運営や知識の習得を図るだけでなく引き続き公募計画活動にも取り組んでまいります。当市開催のりハーサル大会につきましては、8月の競泳を皮切りに、ソフトボール、水球、バレーボール、バスケットボール、軟式野球の5競技6種目が開催されます。

国スポ・障スポ開催費は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会負担金及びその他事務費となっております、負担金1億847万円の内訳は、会議や事務局費として総務費が74万6,000円、それから、今年国スポが開催されます佐賀県への調査費や広報啓発費等としての開催推進費が約2,000万円、本市開催のりハーサル大会を運営する費用であるりハーサル大会運営費が8,708万円余りとなっております。その他事務費の593万円につきましては、会計年度任用職員2名の人件費や協賛者への経費を計上させていただいております。

歴史文化財課長

次に、25ページの史跡草津宿本陣整備費でございます。歴史文化財課の中立が御説明を申し上げます。

事業費が1億887万5,000円でございます、史跡草津宿本陣は平成8年より一般公開を行っておりますが、適切な保存整備を計画的に実施しております、令和6年度は現在公開いたしております座敷部及び住居台所部、厩の耐震対策工事を実施するものでございます。

次に、26ページの史跡芦浦観音寺跡整備費でございます。事業費1億3,412万1,000円でございます。史跡芦浦観音寺跡は令和4年度より史跡の整備工事に着手しております、令和6年度は主な事業として境内の植栽整備と倉の解体工事、土蔵の修理工事を行います。また、境内にあります2塔の重要文化財

建造物の阿弥陀堂と同書院につきまして、所有者が昨年度から保存修理を実施されておりまして令和6年度も引き続き補助金を交付し支援させていただくものでございます。

次に27ページを御覧ください。

(仮称)草津市歴史資料館整備費318万5,000円についてでございます。今年度から信仰文化と民俗をテーマする歴史資料館の整備基本構想の策定に取り組んでおりまして令和6年度の7月から8月頃の公表をめざして進めております。令和6年度から令和7年度にかけて基本計画の策定に取り組むものでございまして、あわせて本資料館の整備に向けた計画地の選定を行ってまいります。

学校給食センター所長

続きまして、28ページ、市制施行70周年記念事業費につきまして給食センターの大野より御説明申し上げます。

28ページ、29ページになります。

本市は令和6年度に市制70周年を迎えます。この節目の年に市では様々な事業を展開させていただく予定をしておりますが、給食センターでは29ページの④番市制70周年の記念給食提供を計画しております。この事業は中学生を対象に給食の献立を公募し一次審査で数点選ばれた中から、小・中学生全員に投票してもらうことで最終グランプリを決定し、グランプリとなった献立を実際に給食で提供しようとするものでございます。審査、副賞等に係る経費や地場産物の活用など夢のある献立にも対応できるよう食材費として、従来の給食費の350万円を追加計上し、本事業全体では従来の給食費とあわせまして、約730万円を計上させていただいております。

教育部副部長  
兼  
学校教育課長

教育委員会の2つ目の記念事業⑰番市政施行70周年記念×ESD元年ESDフェスタin草津～ESDくさつプロジェクト～について説明させていただきます。

御存知のとおり、来年度、ESDの元年になります。2030年をゴールとして取り組みますESD元年と70周年記念が節目の年になりましたので、機運を上昇するためにスクールESDくさつinフェスタを開催するものです。

現在のところ、クリアホールで10月から12月の平日に開催し、参加は各校15名程度20校がホールに集まりまして、それ

以外の児童生徒につきましては、オンラインで結ぶものです。プログラムとしましては、本市のモデル校3校の発表、そして70周年にちなみまして、子どもたちが70の宣言、学校で取り組んだこと行動宣言を行うものです。

さらに記念講演として、文部科学省のESDオフィシャルサポーターさかなクンを予定しております。

藤田教育長

ではただいま、詳細にわたっての説明がございましたが、この中で、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

小辻委員

お伺いしたいことといたしましてまず、非常によかったなと思うことですが、不登校児童生徒支援費ですが、教育総合会議でもスクールソーシャルワーカーを増やしていただきたいという話をしておりましたが、それが実現されるということで非常に喜ばしいことだなと思いますし、是非、進めていただきたいと思います。

27ページの(仮称)草津市歴史資料館整備費について、非常に重要であり、歴史を伝えていく重要な所ではありますが歴史資料館という側面言えば街道交流館ともダブるといふか一般市民の皆様に関してはなかなか御理解が難しい部分もあるかなと思いますので、議会等含めて丁寧にその違いも含めて、ここは信仰文化であるとか民俗とか、そういう話がありますが、わかりやすい形で歴史学者の話ではなく伝えていただくということで是非お願いしたいなというふうに思います。

我孫子委員

来年のいよいよ国スポ・障スポがあるということで、草津に大きなプールできて、いよいよだなという感じがしているんですけども、1つは市民の皆さんにも近くに感じてもらえるようなところで広報啓発活動等に取り組んでいただけたらというところと、トップアスリート活動拠点支援事業の後もスポーツに対して取り組んでいただけたらというところが嬉しいなと感じました。

森委員

不登校児童生徒支援費で、校内の支援室に県の配置教員を含めると(必ず専任の教員がつく)という予算になっているので、専任の教員がついたところはすごく効果が上がっているというふうに校長先生からお聞きしましたので、この予算が進めていただけ

たらなと思います。

あと、スクールE S Dくさつの推進費でモデル校3校から全校になるのですけれども、学校によっては初めてのことでどういうふうに進めていったらいいのか戸惑うことがあると思いますので、このアドバイザーが1人から3人になったということで、アドバイザーの力を借りながら、学校がうまく道筋を作ってE S Dが進められるように、こちらの方も予算が進めていただけたらなと期待しております。

伊藤委員

市制施行70周年記念事業といたしまして、給食事業が上げられていますけれども、なかなか普段の給食のメニューを中学生が考えるということは、本来、絶対あり得ないことではございますけれども、今回このような事業が行われて、中学生が食べたいと思う献立を考える機会が凄く楽しいなと思って聞いておりました。当たり前のように食べている給食ですが、実は女性の理系離れと栄養は関連性がありまして、生理が始まる小学生6年生から鉄不足が頻りに小学生・中学生の女子にはおこるのでございますけれども、その時期に数学が得意な理系との学力上昇が逆転するという現象が昔から言われておりまして、鉄と女性の数学離れが実は大きく関係しているんです。安易にメニューを考えるのではなくて、何かテーマがあってそれに向かって皆がメニューを考えると一致団結した気分にもなるし、選ばれた子がもしかしたら何かのきっかけで管理栄養士になってくれたりだとか、凄く夢のある事業だなと思えました。

藤田教育長

他に御意見はございませんか。

御意見ございませんので、議第4号および議第5号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長補佐

議案書63ページを御覧いただきたいと思っております。

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案につきまして



生涯学習課の廣政から御説明申し上げます。

令和6年度に（仮称）草津市読書のまち推進計画を策定するに当たりまして、計画の策定や推進について審議いたします草津市読書のまち推進計画審議会を新たに設置するため、草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。審議会の担当事務は草津市読書のまち推進計画の策定および読書のまち推進に関する必要な事項についての調査審議に関する事務でございます。委員定数は15人以内となっております。施行日は令和6年4月1日の予定をしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。宜しく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、各委員の皆様からお願いいたします。

小辻委員

委員の内訳的にはどういった方を予定されているのですか。職種であるとか、属性であるとかがもしあるのであれば教えてください。

生涯学習課長補佐

只今の御質問ですけれども、学識経験を有するもの、学校教育の関係者、就学前施設の関係者、地域住民を代表する者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、関係する団体を代表する者、公募市民、以上の7種類の属性を考えております。

小辻委員

大体その全部が入っていただくということですね。

生涯学習課長補佐

はい。

藤田教育長

他に意見等もないようでございますので、議第6号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。

事務局の説明をお願いします。

職員課長

「議題7号地方行政の組織及び運営に関する法律第29条により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」職員課の丹波より御説明申し上げます。

議案書は65ページから68ページでございます。67ページを御覧下さい。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本市会計年度任用職員について新たに勤勉手当を支給するための整備を行うものでございます。

第1条は、草津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございまして、改正後の第2条におきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の種類に勤勉手当を追加するとともに、第11条の2において勤勉手当の条項を追加するものでございます。

次に、第2条では草津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

68ページを御覧ください。第14条および第20条において、企業職員、会計任用職員に勤勉手当の条項を適用できるよう改正しようとするものでございます。

次に、付則でございますが、第1項では施行期日を規定し、第2項では会計年度任用職員の勤勉手当支給開始に伴う草津市職員の育児休業等に関する条例上の除外規定を削除するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

意見等もございませんので、議第7号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。

幼児施設課長

事務局の説明をお願いします。

議第8号につきまして、幼児施設課の原田より御説明申し上げます。

議案書は69ページから76ページでございます。

71ページをお願いいたします。

今回、改正を行います草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、認定こども園や幼稚園等の教育保育施設の利用において生じる子どものための教育保育給付の支給に当たり、本市が対象として確認をする特定教育保育施設等へ支払う給付費の支給要件として定める条例でございます。その内容につきましては、国が内閣府令で定める基準に従い、当該基準を参酌し本市の基準として定めております。

国におきましては、デジタル化の流れの中で法令等において書面提示や目視等を義務付けるアナログ的な質問による規制については点検・見直しをすることとされ、順次、省庁横断的に見直しが行われる中、子ども家庭庁においても取組が進められ、本条例の基礎となる特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設庁の運営に関する基準におきまして、一部を改正する内閣府令が公布されましたことから、関連する規定について条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、1点目に現行基準上CDROM等の記録媒体での書類の交付と認める規定につきまして、手続きのオンライン化の仕様となっておりますことから、新たな情報通信技術の導入や活用に伴って円滑に対応できるよう見直しを行うこと。

2点目に、施設の重要事項は書面軽減する規定を見直し書面掲示を加えインターネットを利用した講習の閲覧に講じなければならないとすること。の2点でございます。

それでは、議案書の改正後の新旧対照表を御覧ください。

始めに、1点目の改正について、第53条併せて第4章 雑則を示すものでございます。具体的な改正内容につきましては順次ご説明いたします。

次に、第5条において特定教育・保育の提供の開始に対し特定教育・保育施設のあらかじめ利用の申し込みを行った保護者に対し、施設の運営規程の概要や職員の勤務体制など、利用申し込み

と保育の選択に必要な重要事項を記した文書を公布して説明を行い、保護者の同意を得なければならないとする規定をしておりますが、その公布方法として雇用する第2項以降に規定される現時的な方法に係る規定を削除し、併せて73ページにございます特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供に係る第38条の規定におきましても、第2項以降の規定は、先ほど申し上げた第5条の規定を準用しておりますことから同様に削除するものでございます。

なお削除した重要事項の交付における現時的方法の確定につきましては、先ほど御説明をいたしました目次及び73条に第4章および第53条を新設し、手続きのオンライン化を進めることを前提に重要事項の公布の手続きにとどまらず、本条例に規定する書面等の交付または提出の機会の全て対象を広げ、また使用する記録の定義は電磁的記録やDROM等の記録媒体に限定をせず、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体ということで、表現を改め文言の適正化を図った上でその公布や提出方法について電磁的方法として電子メール等を活用した提供ができるよう見直しを行い新たに規定をするものでございます。

次に、2件目の改正につきましては、同じ73ページにございます。第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、インターネットを利用して公衆の閲覧に興じなければならないとする規定を追加するものでございます。なお、施行期日につきましては、国の内閣府令が公布の日である令和5年12月26日から施行されておりますことから、本条例につきましても公布の日から施行するものとし、第23条の規定につきましては但し書きにおきまして令和6年4月1日から施行されておりますことから本条例につきましても、第23条のみを令和6年4月1日から施行するものです。

以上、誠に簡単でございますが、議第8号の御説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきましての、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見等ございませんので、議第8号につきましては意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第9号地方教育行政の組織運営に関する法律第29

教育総務課長

条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

「議第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」教育総務課の吉田より御説明申し上げます。

議案書は77ページから87ページでございます。

こちらの議案につきましては、3月4日に開会予定の3月定例市議会に対し、教育委員会に関連する令和5年度一般会計補正予算を提案するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められているものでございます。

それでは、79ページ以降の令和5年度一般会計補正予算概要書に基づき御説明いたします。

まず、今回、補正予算を提案するに至った要因は大きく3点ございます。

まず、1点目の要因は、国の交付金を活用する事業の中で、国の令和5年度二次補正予算により交付金の追加内示がされた事業について、令和5年度予算に増額の補正予算を計上いたしまして、いずれも令和6年度に繰越執行するものでございます。

具体的には81ページの一段目、事務事業名「中学校施設維持管理費」を御覧ご覧ください。資料右側の説明欄にありますとおり、令和6年度に実施予定であった学校施設整備関係事業の財源として見込んでおりました国の交付金が令和5年度予算に追加されたことから、令和5年度に前倒して予算措置を行うものでございます。なお、こちらの事業の実施については令和6年度へ繰り越して執行いたします。

次に、説明欄の下の部分でございますが、昨年にもただいまの御説明と同様の繰越予算措置を行っている関係で、令和5年度当初予算に二重で年計上していた事業は、令和4年度からの繰越予算で執行したため、未執行となりました令和5年度予算と事業費を減額するものでございます。

なお、80ページ、81ページの小学校費および中学校費の学

校管理および学校施設に関する予算におきましても同様の趣旨にて補正予算の提案を行うものでございます。

次に、2点目の要因といたしましては、85ページを御覧いただきたいと思っております。85ページの一段目から四段目までの事務事業名、小学校および中学校就学援助費でございます。説明欄に記載のとおり、1月から3月にかけて実施しました学校給食無償提供に伴う支給不要による減額でございます。

次に、3点目の要因は、今年度の事業並びに予算を執行するにあたりまして、事業量の減や入札の結果生じた減額、光熱費の実績差額についての減額補正を行うものでございます。その他、一部の事業について歳入の財源更正を行っているところでございます。

こちらにつきましては、各項の説明欄に記載のとおりでございますので、具体的な説明につきましては割愛させていただきます。

最後に、87ページを御覧ください。

繰越明許費でございますが、中学校施設維持管理費、中学校建設事業費では学校施設改修工事関係を、文化施設管理費はアマカホールの改修工事を、先ほど申し上げました国交付金事業を繰り越す額の計上をしているものでございます。

また、社会体育施設整備事業費につきましては、(仮称)新志津運動公園整備基本計画策定業務の繰越額を計上しているものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第9号の補正予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

特に意見ございませんので、議第9号は意見なしとして市長に回答することといたします。

以上をもちまして本日の議事は終了となりますが、他にございませんか。

それではこれもちまして、2月定例会を終わらせていただきます。

| 閉会 午後3時00分